



Title	消費者にとっての裁判へのアクセス
Author(s)	町村, 泰貴; MACHIMURA, Yasutaka
Citation	北大法学論集, 52(1), 253-261
Issue Date	2001-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15073
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(1)_p253-261.pdf



消費者にとっての裁判へのアクセス

町村 泰 貴

ただいまご紹介いただいた町村です。

私が立てましたコメントのテーマは「消費者にとっての裁判へのアクセス」というものですが、マッセ教授のご報告の中で言及された、準司法機関、あるいは代替的方法 *mode alternative* について、それから団体訴権の問題についてコメントしたいと思います。

マッセ教授のご報告は全体として刑事司法を中心としたご報告で、私の専門である民事司法の立場からコメントを加えるのは、難しい作業でした。問題関心もかなりずれてしまったくらいがありますが、その点のご勘弁願いたいと思います。また、マッセ教授のご報告のなかで取り上げられたフランスにおける陪審・参審の問題も、日本の民事司法分野

には調停委員や司法委員という形での市民参加が従来からありますし、また近時の司法改革の中で陪審や専門家参審の問題が論じられていることは既に日本側コメントに現れた通りですが、ここでは時間の関係上割愛させていただきます。

一 裁判と裁判外紛争処理の関係

まず、フランスにおいて *mode alternatif* とか *proximité de justice* と呼ばれているものですが、日本ではアメリカの影響から ADR (代替的紛争処理) という名の下に、裁判外の紛争処理が論じられています。ただし裁判外といっても裁判所の外という意味では必ずしもありません。裁判所の下での民事調停・家事調停はもちろん、訴訟上の和解についても含めて考えられる概念です。

このADRについて日仏の状況を比較すると、興味深い対照が見られます(注)。

フランスの状況はマッセ教授のご報告にあつたとおりですが、日本の裁判所は、裁判上の和解を成立させることについで非常に熱心でした。また、裁判所に付置された調停委員会が果たしてきた役割は、民事でも家事でも非常に大きいものがあります。ただし仲裁だけは余り利用されていませんし、民間の仲裁・調停機関も、一部の例外を除いて、不活発にとどまっています。その問題は留保しておいて、日本の和解・調停が非常に活発だったということについて、もう少し検討してみたいと思います。

この問題については、評価の変遷がありました。かつては、判決による解決を望まない、あいまいな妥協で紛争にふたをしてしまう、そのような前近代的な態度として批判の対象でした。しかしおそらく八〇年代頃からでしょうか、訴訟上の和解というのが当事者の意思に適った、理想的な解決であるという認識が広まり、また裁判を避けるといふ行動

様式についても、これは日本人なりの規範意識に根ざした合理的な行動であるという説明が有力に主張されるようになってきました。

もつとも現在でも日本人については、安易な妥協をしがちであるとか裁判嫌いだという国民性の批判がなくなったわけではありませんし、その傾向をあらわすと思われる事例が折に触れてでてきております。例えば、有名な津の隣人訴訟が典型的ですが、最近の例ではいわゆる東芝クレマー事件が挙げられるでしょう。東芝のビデオを買った消費者が、その品質に満足せず、苦情と交渉を重ね、その経過をインターネットのウェブで公開したところ、東芝はそのウェブページの公開停止を求める仮処分を申し立てました。すると、日本全国から東芝に対する非難が集中して、取下げを余儀なくされたというケースです。

要するに、ADRというものが、紛争回避的な傾向の受け皿として機能してきた点、そして現在でもなをその恐れがなくなつたわけではないということを、ここで確認しておきたいわけです。

このことは日本固有の問題ではありません。また、伝統的な和解・調停の問題というわけではなく、現在の新しいADR運動にもそのおそれがひそんでいると思われます。私の言い方では、二流の司法を作り出してしまふ危険性があるということなのです。

一例を挙げますと、現在インターネットを通じた電子商取引が普及しつつあり、そのルール作りの方が後を追いかけているのですが、そのルールの一つとして注目されているのがADRです。ADRがその局面で注目されるのは、国境のない電子商取引について紛争が生じ、それを従来の国際私法・国際民訴のルールで解決しようとすると、非常に法的安定性を欠くおそれがあります。というのもある国の業者がインターネットを通じて商売しようとすれば、いかなる国の消費者でも顧客となり得ますし、それを選別することは事実上困難です。そうすると、予想もしないような国の消費

者とトラブルになり、予期せぬ相手国の消費者保護法が適用されるかもしれないわけです。また消費者にとっても、これまでほとんど縁のなかつた国際的トラブルに簡単に巻き込まれることになり、そのような場合に業者側での裁判を余儀なくされるとすれば、事実上の裁判拒否、といえますか、救済手段が閉ざされて泣き寝入りを強いられることとなります。そこで、国際的ADRが注目されているわけです。ここでは迅速かつ経済的な紛争解決機関を、国境をまたいで参加可能な形で用意すれば、消費者にとっても業者にとっても幸福な状態が訪れるといわれています。

しかし注意すべきはその中身です。業者の側の本音の期待は、ADRを設けて紛争解決手段を提供することと引き替えに、消費者に対して例えば準拠法の合意や裁判管轄の合意を約款で定めて事実上強制しても許されるのではないかというところにあります。その場合でもADRに行くか裁判に行くかは消費者が選択できるのだから、不当な押しつけはならないというわけですが、もともとよその国で裁判に訴えるということが不可能だということから話が始まったはずです。そうだとすると選択の余地があるというのはフィクションにすぎません。しかも経済団体が提案するADRは、公平中立という理念こそ強調されていますが、実体規範の部分はいまいです。最悪の場合は、各国で共通に認められているような消費者保護措置を全く回避するものとして使われる可能性があります。

似たような例はマレーシアの消費者保護のために設けられたトライビュートルाइビュートルにみられます。政府の下に、消費者に優しい手続で救済を可能にするため、ということで設立されたトライビュートルですが、消費者団体側からは批判的でありました。というのも、裁判所で適用される消費者保護の水準が切り下げられたり、代理人が制限されている点も、一見本人レベル対等な手続に見えますが、業者側はインハウスローヤーが会社を代表してくるので、結局文字通り本人が手続を進める消費者側との格差が固定化される恐れがあるというわけです。その他、管轄の問題なども含め、消費者のためのADRが逆効果をもたらしているというのが、消費者団体側の主張です。これに対して政府側は、裁判に行く

かトライビュユナールに申し立てるか、消費者は有利な方を選択できるといえます。実はこれは片面的な選択権で、業者の側はトライビュユナールによる解決を拒むことはできないとされているのですが、いずれにせよ裁判制度での救済が充実していなければ、消費者の選択権は絵に描いた餅にすぎません。

このようにADRは、その内容次第で二流の司法の押しつけとなる危険を、常にはらんでいるということを強調しておきたいと思います。

マッセ教授のご報告にありました、フランスの商事裁判所に *Chambre mixte* が導入されるという情報を聞きましたが、職業裁判官ではない裁判官による訴訟制度の危うさを象徴しているように思います。

さて、フランスの近時のADRですが、その推進の背景には司法の負担軽減ということがあろうかと思えます。そのこと自体、二流の司法の危険を想起させる点です。

マッセ教授のご報告は主として刑事分野でのADRでしたが、刑事分野のメディアションについては一般に、被害者に対する迅速かつ経済的な救済という意義が強調されてきました。そうだとすると、逆に加害者とされる側の手続保障はどうなるのか、という問題を指摘せざるを得ません。裁判の前は被害者・加害者といっても、そのように主張されているだけの段階で、手続の結果、有責か否か、有罪・無罪が決定されるということはいうまでもありません。その段階で、加害者とされる人の合意に基づいて有責かどうかを決定することで裁判を回避することは、一応の合理性があります。しかし加害者とされる人は、合意をしなければ訴追され、有罪判決を受け、刑務所に行くというリスクを負っているわけです。そのような場面での「合意」というのは、事実上の強制ではないかと懸念されます。そこでフランス法では、強制とならない「合意」形成を手続的にどう保障しているのか、その点が興味を引かれるところですよ。

(注) 若干の統計数字を挙げると、フランスにおける和解成立件数は、既済事件数と比較して、和解前置の伝統がある小審裁判所でも、一九九七年ではわずか〇・八パーセントにすぎない。大審裁判所では〇・二五八パーセントに過ぎない。これに対して日本では、和解成立率が地裁で三二パーセント、簡裁で二八パーセントを記録している。また裁判所の下での調停は、訴訟よりも件数が多い。

二 一 団体訴権の問題

次に、団体訴権の問題に移りたいと思います。

マッセ教授のご報告にありました団体訴権は、刑事訴訟上の私訴および公訴に関するものでしたが、私が検討したいのは民事訴訟上の団体訴権です。そうすると問題状況が随分異なるわけですが、いずれの局面でも団体がいかなる利益を代表して訴訟提起に及ぶのかという点では共通性があります。巨理先生のコメントにもありましたように、行政分野では従来から論じられてきましたが、団体自身の利益ではなく団体とは離れた、団体が背負っている集団、あるいは社会一般の利益を代表して訴え提起が可能なのかどうかという問題です。一言でいえば当事者適格、スタンディングの問題です。

日本において団体が訴訟当事者になる場合を整理してみますと、まず団体が団体自身の権利・利益を主張して訴訟を提起する場合、団体構成員の利益を代わって行使する場合、そして団体とは離れた集団的利益あるいは社会的利益のために訴えを提起する場合と分けられます。そして日本の判例は、集団的利益に基づく場合ではなく、団体の構成員の利

益を訴訟上行使する場合について、限定的ながらも適法と認めました。集团的利益に基づく訴えは、民事訴訟法の改正でも議論され、また消費者契約法の立法過程でも随分議論になりましたが、結局認められませんでした。今日に至っています。最近改正になりました独占禁止法で、カルテル行為などの被害者が、その排除を求める私訴という制度が導入されましたが、これも、被害者自身の利益に基づく訴えですから、基本的には第一類型と考えられます。ただしこの場合は同時に社会一般の利益の実現も図られているわけで、その区別は微妙ですが、適格という点ではあくまで被害者の主観的権利に基づいている制度です。

これに対してアジア諸国では、消費者保護分野で団体訴権を規定したところが少なくありません。インド、インドネシア、フィリピン、タイ、台湾などです。なかでもタイの消費者保護法は、政府の消費者保護委員会が消費者の代理人となって訴訟提起をすることができるのみならず、認証を受けた民間消費者団体も消費者のための訴訟提起ができることとされておりまして、その第一号の認証団体がこの春に誕生したところです。政府の委員会による消費者のための訴訟提起というのは、これまで二〇〇件ほど提起され、それなりに実績を積み重ねてきていますが、民間団体による訴追はようやく制度自体が始まったばかりで、まだ例がありませんでした。先月その団体のリーダーのお話をうかがうことができましたが、今後積極的に訴訟提起による消費者保護をはかりたいと意気込んでおられました。

それとはもかく、このタイの消費者団体による訴権の性質は、「被害を受けた消費者のために」という記述が法文にありますので、先ほどの分類では第二の、消費者団体構成員の利益を図る訴権と理解できそうですが、同時にフランスのように刑事訴追の権限も与えられているようですので、その点では集团的利益ないし社会的利益の追求を、検察官とならんで行使するものと位置付けることも可能のようです。

さてこうした例やフランスの例にあるように、集团的利益や一般的利益に基づく訴権を民間団体が行使する制度とい

うのは、我が国から見ればとてもユニークであり、また個々の被害者の訴え提起を待っていたのではほとんど実現不可能な利益を、団体訴権を通じて訴訟上実現することができるという点で、積極的に評価できます。しかし、その場合にでてくるのが濫用の問題です。

行政機関により認証を受けた団体だけが訴権行使できるということも、一つの歯止めとなっているわけですが、それで十分でしょうか。

マツセ教授のご報告の中に、人種差別反対を目的とする団体の訴権ができましたが、その一つの例としてユダヤ人学生連盟がアメリカのネオナチサイト流入を防止するための措置を求めてプロバイダを訴えたというケースを挙げることができましょう。これはユダヤ人差別や歴史の書き換え revision に反対するという政策目標を達成するために、非常に有用と評価できるわけですが、アメリカで開設されているネオナチサイトへの反対をフランスのプロバイダに言っても全く意味がないということを理解しないまま、差止めを求めて訴えてたという点では、非常に濫用的であつたのではないかと思われます。

もう一つ例を挙げると、Meiz という都市に、アメリカ系語学学校があり、この学校がインターネットのウェブサイトで広告をだしました。その広告は英語学校のことですから英語で書かれていたわけです。ところがこれには、フランス語の使用を一定程度義務づけるトゥボン法に違反するのではないかと問題が提起され、ある団体、フランス語の使用を促進する団体だったと思いますが、そこがトゥボン法違反を理由として訴訟提起に及んだというケースがあります。これなども濫訴という評価を免れないように思われます。

こういった例を考えてみても、団体訴権を幅広く認め、それによって公共の利益や一般的利益を訴訟上実現するルートを大きく開くということになると、どうしても濫用のおそれを顧慮せざるを得ません。濫用防止策というのが大きな

問題となるでしょうし、濫用の歯止めは団体訴権を推進する立場にとつても重要な課題となるわけです。マッセ教授のご説明にも反対派の見解として行きすぎた訴権のおそれが述べられていました。この濫用防止策をどう考えたらよいのかについて、もし時間がありましたらマッセ教授のご説明をお願いしたいと思います。

これで私のコメントを終わりたいと思います。